

浜松市人事考課要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2の規定に基づき必要な事項を定める。

(人事考課の基本)

第2条 人事考課は、職員の職務遂行に当たって発揮された業績、能力及び態度について一定の期間と手順を定めて客観的、合理的かつ公正に評価することにより行う。

2 考課基準及び考課項目を公開し、人事考課に対する透明性を高めるとともに職員の能力育成に資することとする。

3 考課結果は、職員の意欲の向上及び組織の活性化を図ることを目的として、職員の能力開発、指導育成、公正な任用及び給与支給の資料として活用する。

4 人事考課には、職位に応じ、職務に対する意欲的かつ創造的な取り組みを評価する考課項目を設けることとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 消防吏員、臨時的任用職員その他任命権者が指定する職員を除く一般職の職員

(2) 考課者 人事考課を行う者

(3) 被考課者 人事考課を受ける者

(4) 調整者 考課者が行った考課について調整を行う者

(人事考課の種類)

第4条 人事考課の種類は、一般人事考課及び特別人事考課とする。

(一般人事考課)

第5条 一般人事考課は、任命権者が一般人事考課を実施することが適当でないと思える職員を除き、すべての職員に対し実施する。考課基準日は、毎年6月1日及び12月1日の2回とする。

2 一般人事考課の対象となる期間(以下「対象期間」という。)は、前回の一般人事考課の考課基準日の翌日(新規採用者で一般人事考課を初めて受けるものにあつては、その採用の日)以降当該考課の考課基準日までの期間とする。

(一般人事考課の考課者等)

第6条 一般人事考課の被考課者、考課者及び調整者(以下「考課者等」という。)は、別表に掲げるとおりとする。ただし、別表に被考課者としての指定がない者についての考課者等は任命権者が定める。

2 別表に掲げる考課者のうち、下位の考課者がいない場合は、上位の考課者が下位の考課者を兼ねるものとする。

3 任命権者は、被考課者の考課者に事故等があり一般人事考課を実施できない場合においては、別の者を考課者として指定する。

4 任命権者は、主任以下の被考課者の適正な人事考課を行う上で必要があると認めるときは、考課者をして、被考課者の所属するグループ長から被考課者の考課項目に関する情報を収集させることができる。

5 任命権者は、第一次考課者となるべき者が複数いる場合は、当該考課者を指定する。
(一般人事考課の考課書等の調製)

第7条 考課者は、一般人事考課の実施結果を人事考課書として調製しなければならない。

2 第一次考課者は、考課をする上での参考として、職員の日常の執務状況について執務状況記録書を作成しなければならない。

3 人事考課書及び執務状況記録書(以下「人事考課書等」という。)の様式及び記載要領については、別に定める。

4 考課者又は調整者は、人事考課書等について、任命権者が定める日までに任命権者へ報告しなければならない。

(特別人事考課)

第8条 特別人事考課は、次の各号に掲げる職員について、任命権者が定める日を考課基準日として実施する。

(1) 条件付採用期間中の職員で、その採用の日から起算して5月を経過した者(任命権者が特別人事考課を実施することが適当でないとする者を除く。)

(2) 前号に掲げる職員のほか、任命権者が必要があると認める職員

2 特別人事考課の対象期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める期間とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 その採用の日から当該特別人事考課の考課基準日まで

(2) 前項第2号に掲げる職員 任命権者が別に定める期間

3 特別人事考課の考課者等及び人事考課書等については別に定める。

(市長との協議)

第9条 市長以外の任命権者は、この要綱の運用について疑義を生じた場合は、市長と協議するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、人事考課の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。ただし、第2条第4項の規定(目的管理による業績の考課に係る部分に限る)は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

1 市長事務部局（区役所を除く）

被考課者	考 課 者			調整者
	第一次考課者	第二次考課者	第三次考課者	
技術統括監、部長、担当部長、政策補佐官、危機管理監、会計管理者	副市長	-	-	-
参与、都市政策調整官、次長、危機管理監代理、参事	部長、担当部長、危機管理監又は会計管理者	-	-	人事を所管する副市長及び当該副市長が指定する者
課等の長、担当課長	次長、危機管理監代理	-	部長、担当部長、危機管理監又は会計管理者	人事を所管する副市長及び当該副市長が指定する者
副参事、専門監、課長補佐	課等の長、担当課長	次長、危機管理監代理	部長、担当部長、危機管理監又は会計管理者	総務部長
一般人事考課の対象者で他の区分で被考課者とならない職員	担当課長又は課長補佐又は施設の長	課等の長、担当課長	次長、危機管理監代理	部長、担当部長、危機管理監又は会計管理者及び総務部長

2 市長事務部局（区役所）

被考課者	考 課 者			調整者
	第一次考課者	第二次考課者	第三次考課者	
区長	副市長	-	-	-
参事、副区長	区長	-	-	人事を所管する副市長及び当該副市長が指定する者
副参事、課等の長	副区長	-	区長	人事を所管する副市長が指定する者
専門監、主幹、技監、課長補佐	課等の長	副区長	区長	人事を所管する副市長が指定する者
一般人事考課の対象者で他の区分で被考課者とならない職員	課長補佐又は施設の長	課等の長	副区長	区長及び人事を所管する副市長が指定する者

3 教育委員会

被考課者	考 課 者			調整者
	第一次考課者	第二次考課者	第三次考課者	
部長	教育長	-	-	-
参与、次長、参事	部長	-	-	教育長
課等の長、担当課長	次長	-	部長	教育長
副参事、専門監、課長補佐	課等の長又は担当課長	次長	部長	教育長
一般人事考課の対象者で他の区分で被考課者とならない職員	担当課長又は課長補佐又は施設の長	課等の長又は担当課長	次長	部長

4 議会事務局

被考課者	考 課 者	調整者

	第一次考課者	第二次考課者	第三次考課者	
局長	任命権者の指定する者	-	-	-
次長、参事	局長	-	-	-
課等の長	次長	-	局長	-
副参事、専門監、課長補佐	課等の長	次長	局長	-
一般人事考課の対象者で他の区分で被考課者とならない職員	課長補佐	課等の長	次長	局長

5 選挙管理委員会事務局・監査事務局・農業委員会事務局・人事委員会事務局

被考課者	考 課 者			調整者
	第一次考課者	第二次考課者	第三次考課者	
局長	任命権者の指定する者	-	-	-
次長、参事	局長	-	-	-
副参事、専門監	次長	-	局長	-
一般人事考課の対象者で他の区分で被考課者とならない職員	次長	-	局長	-

6 上下水道部

被考課者	考 課 者			調整者
	第一次考課者	第二次考課者	第三次考課者	
参与、次長、参事	水道事業及び下水道事業管理者	-	-	-
課等の長	次長	-	-	水道事業及び下水道事業管理者
副参事、専門監、課長補佐	課等の長	次長	-	水道事業及び下水道事業管理者

一般人事考課の対象者で他の区分で被考課者とならない職員	担当課長又は課長補佐又は施設の長	課等の長、担当課長	次長	水道事業及び下水道事業管理者
-----------------------------	------------------	-----------	----	----------------